

令和5年4月

# 墨田区立第三吾孺小学校 令和5年度 学校経営方針

墨田区立第三吾孺小学校長 川中子 登志雄



## I 学校経営の背景理解

### 1 教育の目的・目標（教育基本法第1条および第2条）

《教育の目的》

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

《教育の目標》

- 1) 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2) 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3) 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4) 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

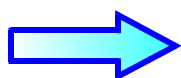
### 2 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ・指導方法や指導体制の工夫改善により「個に応じた指導」の充実を図る
- ・ICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め「個に応じた指導」を充実  
→その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む。

②協働的な学び

- ・探求的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実する。
- ・一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせさり、よりよい学びを生み出す。



それぞれの学びを一体的に充実し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

（令和3年1月26日中央教育審議会「令和の日本型教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」より）

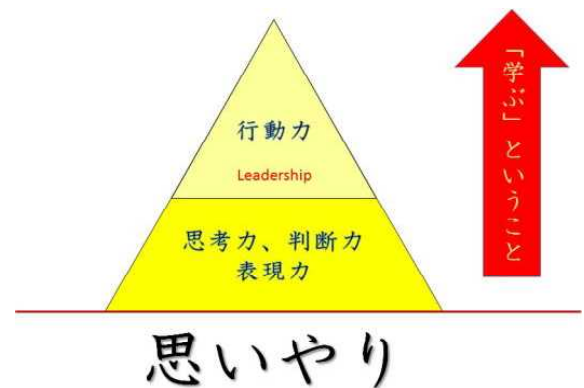
### 3 墨田区教育施策大綱 《目指す子どもの将来像》

- 1 将来、社会で活躍し、地域に貢献できる自立した人
- 2 郷土に誇りを持ち、異文化とも敬意をもって積極的に交流できる、国際感覚のある人

### 4 本校の児童の実態と目指す教育

- 明るく、素直である。
- コロナ禍の影響で、不登校傾向のある児童等、不安を抱えた児童が急増している。
- 前向きな学習態度で授業を受ける事ができるが、家庭学習等、主体的な学びに課題のある児童が多い。
- 発達の特長や複雑な家庭環境など、特別に支援を要する児童が一定数以上存在する。

21世紀を生きる三吾小の子どもたちに、学校のすべての活動、「学ぶ」ということを通して、「思いやりの上に立つ思考力・判断力・表現力、そして行動力を身に付けさせる」教育を行っていく。このことを通して、一人一人の児童に「教養と品格」を身に付けさせる。



《三吾小の子どもに身に付けさせたい資質・能力のイメージ》

## II 本校の学校教育目標（平成31年（令和元年）4月1日制定）

健康 共生 自立

しなやかで丈夫な  
ここからからだをもつ人

思いやりをもち、共に生きる人

自ら学び、考え、行動する人



教育目標

- 学校における全ての教育活動は、この学校教育目標の実現のためにあることを念頭に置く。
- すべての教育計画が、この学校教育目標のどこの実現を目指すものか明確にする。
- 常日頃から、学校教育目標を唱えさせ、何のために学んでいるのかを意識させる。

☆ 令和5年度は、昨年度に引き続き「自立 自ら学び、考え、行動する人」を重点指導項目と設定し、「児童の主体性の育成」を図る教育を実践する。

### Ⅲ 今年度の重点取組

**児童の主体性を育成するために、**これまでの学校教育を根底から見直し、「子供が学びの主体になる」学校への大改革を推進する。そのために、令和5・6年度墨田区教育委員会「魅力ある学校づくり」推進校指定を受け、これまでの校務分掌を大胆に改善し、全校体制で「児童の主体性の育成」についての研究を推進する。

#### 【主に「児童の教育」に関わること】

#### 1 共生 思いやりをもち、共に生きる人

##### (1) 人権尊重

- すべての教育活動の基底に人権尊重の精神を置く。
- いじめ、体罰等、基本的人権を侵害する行いを、毅然とした態度で見逃さない、許さない。特に、いじめに関しては、いじめ防止基本方針に則り、加害児童への指導を徹底し、再発防止に努める。
- 特別支援校内委員会の充実を図り、特別な支援を必要とする児童に対する理解を深め、個別の指導計画を作成し、組織的・計画的な指導・支援を行う。
- 人権教育プログラム等を活用し、弱者や路上生活者に対する理解を深め、具体的な場面で行動化できる児童の育成を図る。

##### (2) 個に応じた指導体制の工夫

- 4年生以上で教科担任制を導入し**複数の教員が学年・学級の枠にとらわれず、多くの児童に主体的に関わることで、**それぞれの児童のニーズに応じた指導・支援を充実させる。
- 特別支援教育コーディネーターを中心に、組織的な対応により、不登校傾向のある児童や集団に適應できない児童への指導・支援を充実させる。
- インクルーシブ教育を充実させるため、まなびの教室との連携を密にする。また、学習室「みどり」に担当教員を配置し、担任、保護者や SC、関係諸機関と連携して、個々の児童によりそった支援を進める。**

#### 2 ◎自立 自ら学び、考え、行動する人

##### (1) 主体性の育成

- 教育活動全体を通して、「自ら学び、考え、行動する」児童を育成する。教員は、**常に児童に考えさせ、実際にやってみる機会を与える**ことを指導の基本とする。
- 主体的・対話的な学習活動を通して、自ら問題解決を図る態度を育成する。
- 特別活動を重視し、児童が集団の中でリーダーシップを発揮する機会をもたせる。**その一つの手段として、「**LIM（リーダー・イン・ミー）プログラム**」の活用を図る。
- 家庭と連携して、基本的な生活習慣の確立を図る。

##### (2) 学力の向上

- ① アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善を推進し、「学習の主体」を児童に返還する。
  - 各教科等の「見方・考え方」を身に付けさせるために、通常の学習活動にシンキング・サイクル\*を

活用した探求的な活動を計画的に取り入れる。

(\*「シンキングサイクル」右：R2,3年度校内研究より)

② 生きて働く知識・技能の確実な定着を図る

○学力向上委員会を中心に、組織的・計画的に学んだことのアウトプットを充実させ、基礎・基本の確実な定着を図る。

○読書活動を推進し、読解力の定着を図るとともに、豊かな想像力を育成する。

○古典等の暗唱を継続的に実施し、児童の言語感覚の向上や語彙の定着を図る。

○英語の暗唱に取り組み、英語への慣れ親しみを促進する。

③ ICT機器の効果的な活用を通して、情報活用能力の育成を図る

○ICT機器の効果的な活用を通して、個に応じた学びを推進するとともに、主体的・対話的な学習活動を推進する。

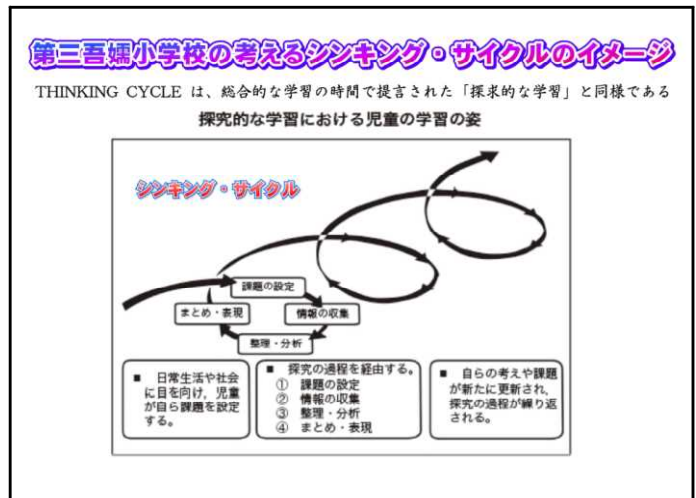
○全教育活動を通して、学習の基盤となる情報活用能力の育成を図る。

④ 家庭学習の充実を図る

○これまでの家庭学習の考え方を一新し、従来の「宿題」を撤廃し、児童の主体的な学びを確立する。

○「ミライシード」等、デジタル学習教材を積極活用し、基礎的な知識・技能の定着を図る。

⑤ 全教科を通して児童のSDGs達成への意識を高める



3 健康 しなやかで丈夫なところとからだをもつ人

(1) 運動能力・体力の向上

○体育の授業改善、体育的行事の工夫を行い、児童の運動能力・体力と忍耐力の向上を図る。

○外遊びを推奨し、体を動かして遊ぶ楽しさを味わわせる。

(2) 保健指導・食育指導を通して、自らの健康に関心をもつ児童を育成する

○保健便りや定期健康診断や身体測定の機会を利用して、計画的な保健指導を行う。

○日々の給食指導を通して、アレルギー対応も含めた計画的な食育を行う。

(3) 自分の身の安全を自分で守れる危機回避能力を育成する

○定期避難訓練、防災訓練、安全指導を通して、児童に災害時の危機回避能力の育成を図る。

○交通安全指導、セーフティ教室、不審者対応訓練を徹底し、主体的に自分の身の安全を確保する適切な行動がとれる児童を育成する。

【主に「地域、開かれた学校」に関わること】

1 地域の人・教育財産を生かし、保護者・地域と協働した「子育て」を行う

(1) PTA活動や子ども会行事への参加を推奨し、地域社会の子育ての充実を図り、児童が地域を愛し、地域の一員としての自覚をもてるようにする

(2) 図書ボランティアや学校図書館アドバイザー等と連携し、児童の読書環境を整え、読書活動の推進を図る

- (3) 「いきいきスクール」や学童クラブと連携し、放課後の安心・安全な子どもの居場所づくりに努める
- (4) 「ふれあいサロン」を工夫して実施し、地域のお年寄りとのふれあいを通して、よりよい社会の形成者としての態度を養う
- (5) 関係諸機関と連携し、児童の健全育成を図る
  - 育成委員会、民生児童委員、スクールサポーター、子育て支援センター、児童相談所等と連携して、児童の健全育成を図る。
- (6) 幼保小中連携を推進し、地域全体で義務教育期間全般を通しての育成を図る

## 2 学校からの情報発信を充実させ、開かれた学校づくりを推進する

- (1) 年11回の土曜授業公開、年2回の学校公開を行い、保護者や地域に学校の教育を意図的・計画的に公開する
- (2) 学校便り、ホームページの充実を図り、学校からの正確な情報発信に努める
  - ホームページ「保護者専用ページ」を活用して、セキュリティの強化を図り、より安全でわかりやすい情報発信を行う。
- (3) 保護者会や個人面談を通して、学校の教育方針等を広く伝える
- (4) 学校運営連絡協議会を年3回開催し、経営上の課題を協議し、改善に生かす
- (5) 校長「語りいサロン」を開催し、地域・保護者の要望や意見を聞き取り、学校経営に反映させる
- (6) 学校評価アンケートを実施し、学校の教育活動について評価を受けると同時に、保護者・地域からの意見や要望を収集し、次年度の学校経営に反映させる
- (7) PTA活動改革を推進する
  - PTA会長、本部役員と協働し、前例にとられない新たなPTA活動のあり方について検討し、持続可能な活動への改善を図る。

## 3 地域と学ぶ・地域から学ぶ

- (1) 地域や保護者をゲストティーチャーとして招き、キャリア教育を実施する
  - 10月14日の土曜授業にて、地域・保護者の方をゲストティーチャーとした職業に関する特別授業を5、6年生に実施する。
- (2) 地域・保護者、地域支援ネットワーク等の教育財産を生かし、ゲストティーチャーによる豊富な体験学習の機会を保障する
- (3) 皮革センター、社会福祉会館、すみだ北斎美術館、郷土資料館等の施設での学習を通して、地域についての理解を深め、地域に誇りを持ち、将来地域のために活躍・貢献できる児童を育成する

### 【主に「教職員」に関わること】

## 1 「教育の専門機関」のスペシャリストとして、職務に専念する教職員の「教養と品格」の向上を図る

- (1) 服務に忠実で、信頼される教職員を目指す
  - 計画的に服務事故防止研修を行い、個々の意識を高めるとともに環境整備を進め、組織的な対応で服務事故の防止を図る。
  - 報告・連絡・相談、記録を徹底し、情報の共有化を図る。

## (2) 組織的に学校を運営する

- 校務分掌による確実に事務を遂行する。各種委員会・部会を定期的、臨時に開催し、諸問題に組織的な対応を行う。
- 学年会を毎週実施し、指導の漏れを防止し、問題の未然防止、早期発見に努める。
- 毎週実施する生活指導夕会で情報交換を行い、日常から生活指導上の問題の未然防止、早期発見・対応を組織的に進める。
- スクールカウンセラーや特別支援教室巡回指導教員・専門員等の職員との密接な連携を図り、児童や保護者への支援を充実させる。

## (3) 常に研修に励み、自己研鑽を積み、個々の教員の指導力と人間性を総合的に高める

- 校内研究、研修に主体的に取り組み、課題解決能力の向上に努める。
- 全教職員が朝礼講話を行い、発表能力を高めるとともに、教職員相互の理解を深める機会とする。
- 教職員教養向上部報『いなほ』の発行を通して、教職員の文書作成能力等の向上を図るとともに、互いに学び合う教職員集団としての連帯感を高める。

## 2 学校評価を意図的・計画的・組織的に進め、常に学校経営の改善に努める

### (1) 学校経営計画に基づき、児童や保護者にアンケート調査を実施し、組織的な分析を行う

- 校長が発表する「経営計画」を元に、副校長が「経営計画・評価表」を作成し、主幹教諭が各種アンケート結果を基に分析と改善策の立案を行う。
- 経営支援部が経営計画をもとにアンケートを作成、実施、集計を行う。
  - ・児童、教職員へのアンケートを7月、12月に実施する。
  - ・保護者アンケートを12月上旬に実施する。

### (2) 改善策を基に、次年度の学校経営計画を組織的に作成する

## 3 働き方改革を促進する

### (1) 各課題ごとにプロジェクトチーム結成し、目的に則した校務の見直しを行い、改善を図る

- ICT機器の活用を通して、**情報共有の効率化**を推進する。
- 予算検討会を開催し、各自が費用対効果を考える。
- 主幹教諭を中心に「評価（通知表）PT」「学級編成PT」等を立ち上げ、校務改善を図る。**

### (2) 在校時間を最長11時間以内、土・日に連続して業務に従事しないことを徹底する

- 月あたりの残業時間45時間以内を徹底する。

### (3) ジェンダーフリーな職場の推進

- 男性教職員の産・育休取得を奨励する。